

学校感染症に関するお知らせ

お子様は、現在、学校感染症で、下記の期間出席停止となっております。登校 (園) する際には、裏面の「学校感染症登校連絡票」を (各事項記入の上) 担任に提出してください。

記

1 主な学校感染症と出席停止期間

以下の学校感染症については、

- 1) インフルエンザ…………… 発症した日を0日として5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日) を経過するまで。
- 2) 百日咳…………… 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- 3) 麻疹 (はしか) …………… 解熱した後3日を経過するまで。
- 4) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) …… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 5) 風しん (3日ばしか) …………… すべての発疹が消えるまで。
- 6) 水痘 (みずぼうそう) …………… すべての発疹がかさぶたになるまで。
- 7) 咽頭結膜熱 (プール熱) …………… 主要症状が消退した後2日を経過するまで。

***上記の期間内であっても、医師がその感染予防上支障がないと認めたときには、医師の「証明書等」を添えてください。**

2 その他の学校感染症と出席停止期間 (医師の証明書等が必要)

- 1) 結核
 - 2) 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 3) 腸管出血性大腸菌感染症
 - 4) 流行性角結膜炎
 - 5) 急性出血性結膜炎
 - 6) その他 ()
- } 医師により感染のおそれがないと認められるまで

*証明書については、学校 (園) にも用意してあります。

3 新型コロナウイルスに係る出席停止

- 1) 新型コロナウイルス (感染者) …………… 保健所もしくは医師により感染のおそれがないと認められるまで。
- 2) 新型コロナウイルス (濃厚接触者) …… 保健所が指定する自宅待機期間が終了するまで。ただし、新型コロナウイルス感染を疑われる症状 (発熱、咳、味覚・嗅覚障害等) がないこと。

*新型コロナウイルスに係る出席停止については、医師の証明書等は不要です。

学校感染症登校連絡票

幼児・児童・生徒 氏名	年 組 氏名
病 名	
病気にかかっていた期間	年 月 日から 年 月 日まで
受診していた医療機関	

上記のものは 1. 出席停止期間を過ぎましたので登校(園)させます。
2. 医師の許可がありましたので証明書等を添えて登校させます。
(※1または2に○をつけてください。)

年 月 日

保護者氏名

印

(あて先)

港区立

学校(園)長